

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養、介護のQOL(生活の質)を向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

また、多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

2008年4月改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっていないうえ、安価な報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっている。

歯科医師はじめ、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなっており、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所では、廃校になるなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたし、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、歯科医療従事者が歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でより良く噛める入れ歯が提供できるなど、保険でよい歯科医療が行えるよう、また、国民が安心して歯科受診できるように、次の事項求める。

記

1. 患者の自己負担を軽減すること。
2. 良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。
3. 安全で、普及している歯科技術及び口腔外技術の保険適用を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月18日

宮城県美里町議会

議長 相澤 清一

衆議院議長	横 路 孝 弘 殿
参議院議長	江 田 五 月 殿
内閣総理大臣	鳩 山 由紀夫 殿
財務大臣	菅 直 人 殿
厚生労働大臣	長 妻 昭 殿

